



町長からのメッセージ

町のみなさん、お元気ですか。

73 町長の議会だより・・・・・②

議員たちの攻防戦

『面白かった！びっくりした！頭に来た！』。12月19日の議会定例会の閉会で述べた私のあいさつの出だしです。

当局の提出した議案の審議が終わつた後、議員から三つの議案が提出されました。

一つ目は、藤田和寿議員が提出者となつた「町有地の取得に関する決議について」です。二つ目は、大塚邦子議員が提出者となつた「中山三星建材(株)工場跡地の買収事務等の調査に係る決議」、三つ目は、同じく大塚議員から提出された「平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に係る決議」です。

傍聴席は、町民の皆さままでいっぱいで、熱気がムンムンしていました。この日、傍聴に来られた皆さまには、この三つの議案をめぐる議員同士の熱い議論のバトルはどのように映つたのでしょうか。一人の町民の方が帰りがけに私に言つた言葉が印象的でした。『こいつら（議員たち）は、

一体何をやつているんだ。町民のことをなど何も考えていない議員が多いのか』でした。そう言われましても、議員の皆さまのことですので、私が何とかできるものでもなく、困ってしまうのですが…。

三つ提出された議案をめぐる議員同士の熱いバトルに触れる前に、その議案の前提となつた議会の中山三星建材(株)工場跡地特別委員会（以下「特別委員会」）の最終報告について少しばかり見てみましょう。

特別委員会の最終報告

12月議会定例会の初日の12月5日に、特別委員会から最終報告がありました。特別委員会が行つた跡地買収に関する事務検査の結論は、意見として、①中山三星建材(株)工場跡地買収について「行政財産を取得する要件を満たしていなかつた。②売却することについて「売却は差し支えない。」——と、それぞれ結論を下しています。

まず、「行政財産を取得する要件を

ならないものを買つた。』ということです。すなわち、『当時の執行部は、行つてはならないことを行つてしまつた。』ということです。このことによつて、町の税収が失われ、土地や建物の買収のために借金をし、またP.C.B.の処理などに無用の税金が費やされたことなど、町は明らかに金銭的に損害を被つていると考えられます。従つて、この買収によって町に損害が発生したのは明らかである。』と述べていることになるのです。

そして、最終的な問題として、私が議会にお願いした5点目の見解、

「損害を被つているとしたら、その損害をどんな形で補てんすればよいのか」が出てきます。私は、「執行部が行つてはならない行為を行うこと、に伴つて発生した損害についてまで、町民の皆さま方が等しく負担すべきものであると考えるのは難しく、この損害の補てんについては、議会と当局が十分に協議して、町民の皆さま方が納得できる方向を見出さなければならぬ。』と考へています。

不可解な特別委員会の委員長の姿勢

ここで、12月19日に行われた特別委員会の最終報告を前提として議員から提出された三つの議案をめぐる議員同士の熱い議論をのぞくことにしましよう。

特別委員会を委員長としてリードされたのは、他ならぬ藤田議員でありました。特別委員会は、実際に緻密に

な調査を重ねられ、「工場跡地の買収は、行政財産の取得の要件を満たしていないかった。』と結論付けられてこの買収問題の核心を突いたばかりか、9月24日の中間報告の際には、監査委員が行つた監査報告について「利害を調整する権限」は監査委員に与えられていないとして特別委員会の調査対象から除外されました。さらに、片山議員の質問に答えて、「監査報告は不適切」と切つて捨てられました。

その藤田議員が、「平成14年度に行われた中山三星建材(株)工場跡地買収並びに利用に係る町の事務処理は、中山三星建材(株)工場跡地有地特別委員会の最終報告のとおりである。」と記載された「中山三星建材(株)工場跡地の買収事務等の調査に係る決議」の議案に反対され、当局に最小の経費で最大の効果を上げる行政運営を求める内容と監査委員に公正不偏の態度で服務するように求める内容を記載した「平成20年6月18日付け吉監第9号の監査結果報告書に係る決議」の議案にも反対されました。また、この2つの議案には、特別委員会の委員となつて、最終報告書をまとめられた枝村和秋議員も反対されました。議案に記載された内容は、特別委員会の最終報告に記載されていましたので、この議案の記載内容だけを見て判断すると、藤田議員と枝村議員は、自分たちで調査して結論付

けた「中山三星建材(株)工場跡地有地特別委員会の最終報告」を自ら否定したことになるのではないかと感じました。特別委員会の委員長であつた藤田議員のこの表裏定まらぬ行動は、この日議場にいた人だけでなく、このことを伝え聞く多くの人々にも疑心暗鬼をかきたてるものであったことは間違いないでしょう。

このように、三つの議案をめぐらでは、特別委員会に所属していた議員がまるで異なる意思表示を行う結果となり、見ている者には理解できない状況でした。特別委員会で調査した結果に基づく決議案ですので、特別委員会で議論し尽くされれば、こうした混乱は起きなかつたと思われますが、なぜ、藤田委員長のリードのもとで特別委員会に所属した議員の意見が割れないよう統一案が考案されなかつたのか摩訶不思議です。

何はともあれ、「中山三星建材(株)工場跡地の買収事務等の調査に係る決議」の議案は否決されました。そして、この議案に反対された藤田議員と枝村議員の行動によつて議会の意思がよく分からなくなりましたので、折りを見て、記載内容が判然としない「町有地の取得に関する決議について」の発議者である藤田議員には、説明をお願いしたいと考へています。この発議には、「今後も開かれた議会を目指し、…」とありましたが、拒絶されることはないはずですが。

